

東京都男女平等参画推進総合計画（素案）について

○計画の位置づけ

- ・女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成
- ・男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画

○計画期間 令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年

目指すべき男女平等参画社会のあり方

女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現

目指すべき男女平等参画社会の実現に向けて

- 働き方改革関連法など様々な法制度の整備が進む中、
社会の「仕組みづくり」を着実に進めていく必要がある
- 一方で、社会に根強く残る意識が仕組みの活用を阻むことから、
人々の行動変容につながる「意識改革」に、特に重点的に取り組む
- 加えて、コロナ禍で浮き彫りになった課題等に対応

このため、次の3つの視点から取組を強化・加速

- 誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- 根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- 男女間のあらゆる暴力の根絶

計画の基本的考え方と3つの柱

基本的
考え方

男女平等参画推進に向け、企業の実取組を加速させるとともに、家庭・職場などあらゆる場面での意識改革等を促していく

- ・女性管理職比率の向上を目指す
企業等への支援やインセンティブ付与
- ・正規雇用を目指す女性への支援強化
- ・女性の職域拡大・登用促進等を推進
- ・柔軟な働き方の普及定着

【第1の柱】

ライフ・ワーク・バランスの実現と
働く場における女性の活躍推進

- ・大企業の女性役員比率の向上など、経済団体等と連携
した働く場の変革
- ・男性の家事育児参画の促進に向けた「マインドチェンジ
プロジェクト」の実施
- ・無意識の思い込みに気付かせる教育などによる「意識改革」

【第2の柱】

男女平等参画の推進に
向けたマインドチェンジ

- ・男女間のあらゆる暴力の根絶
- ・被害者支援団体への支援
- ・加害者対策への取組

【第3の柱】

配偶者暴力対策

東京都男女平等参画推進総合計画（素案）＜具体的な施策＞

女性活躍推進計画

ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- 1 生活と仕事を両立できる環境づくり
 - (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
 - (2) 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進
 - (3) 女性の就業継続やキャリア形成
- 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 3 介護に対する支援
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
 - (1) 「働く」の意識改革
 - (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
 - (3) 男女平等参画に向けた意識改革
 - (4) 社会制度・慣行の見直し
- 2 教育・学習の充実
 - (1) 学校での男女平等
 - (2) 若者のキャリア教育の推進
 - (3) 多様な学習・研修機会等の提供
- 3 あらゆる分野における女性の参画拡大
 - (1) 政治・行政等分野
 - (2) 防災・復興分野
 - (3) 地域活動

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- 1 ひとり親家庭への支援
- 2 高齢者への支援
- 3 若年層への支援
- 4 障害者への支援
- 5 性的少数者への支援

配偶者暴力対策基本計画

配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進
- 7 二次被害防止と適切な苦情対応
- 8 調査研究の推進

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止
- 4 性・暴力表現等への対応

※PDCAサイクルによる計画の実効性を高めるため、取組に応じて行動目標や達成年度などを設定